



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 朝日ラバー
代表者の役職名 代表取締役社長 渡邊 陽一郎
(JASDAQ コード番号 5162)
問 い 合 わ せ 先 管理本部企画グループ長 久保田 敬之
T E L 048-650-6051

監査等委員会設置会社への移行による定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 22 日に開示いたしましたとおり、平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 46 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定しておりますが、本日、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化により、コーポレート・ガバナンス体制を強化し内部統制の充実を図ることで、さらなる企業価値の向上を実現することを目的としています。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 46 回定時株主総会において、必要な定款変更に関する承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 当社は経営の透明性とコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 改正会社法施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③ 上記の条文の新設及び削除に伴い、一部条数の変更を行うとともに、一部字句の整備など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月21日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年6月21日(予定)

以 上

定款 新旧対照表

(下線 は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (新 設) (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、<u>7</u>名以内とする。 <u>2.</u> <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、<u>5</u>名以内とする。 (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条</p> <p>取締役の任期は、選任後 <u>2 年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2.</p> <p><u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条</p> <p>取締役の任期は、選任後 <u>1 年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2.</p> <p><u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3.</p> <p><u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4.</p> <p><u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.</p> <p>取締役および監査役 <u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.</p> <p>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令 に定める事項は、議事録に記載または 記録し、出席した取締役および監査役 がこれに記名押印または電子署名す る。</p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第 27 条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の 決議事項について書面または電磁的 記録により同意したときは、当該決議 事項を可決する旨の取締役会の決議 があったものとみなす。</u></p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第 28 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によ って重要な業務執行（同条第 5 項各号 に掲げる事項を除く。）の決定を取締 役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令 に定める事項は、議事録に記載または 記録し、出席した取締役がこれに記名 押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 30 条 (現行のとおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の報酬等)</p> <p>第 29 条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条</p> <p>当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2.</p> <p>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条</p> <p>当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2.</p> <p>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2.</u> <u>監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2.</u> <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会</u>の招集通知)</p> <p>第 35 条</p> <p><u>監査役会</u>の招集通知は、会日 3 日前までに各<u>監査役</u>に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(<u>監査役会</u>の決議の方法)</p> <p>第 36 条</p> <p><u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会</u>の議事録)</p> <p>第 37 条</p> <p><u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(<u>監査役会</u>規程)</p> <p>第 38 条</p> <p><u>監査役会</u>の運営については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会</u>の定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の招集通知)</p> <p>第 33 条</p> <p><u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日 3 日前までに各<u>監査等委員</u>に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の決議の方法)</p> <p>第 34 条</p> <p><u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会</u>の議事録)</p> <p>第 35 条</p> <p><u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>規則)</p> <p>第 36 条</p> <p><u>監査等委員会</u>の運営については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 39 条</u></p> <p><u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2.</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 40 条</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 41 条～第 42 条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第 43 条</u></p> <p>会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 37 条～第 38 条</u> (現行のとおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第 39 条</u></p> <p>会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役社長が監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第7章 計算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第40条～第43条 (現行のとおり)</p> <p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第46回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2.</u></p> <p><u>第46回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p>